

尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備基本構想策定業務委託

仕 様 書

令和 4 年 4 月

尾張東部衛生組合

第1章 総 則

1 業務の目的

本業務は、尾張東部衛生組合（以下「組合」という。）が管理・運営する一般廃棄物（ごみ）処理施設（以下「晴丘センター」という。）の老朽化に伴い、今後必要となる施設整備を実施するための基本構想策定を目的として、当組合の現状と課題の整理、必要となる資料収集・整理・作成等の技術的支援、処理方式等最新技術の動向調査及び施設整備方針の検討・とりまとめ等を行う。

また、施設整備の候補地抽出、適地選定のために必要となる（仮称）尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備事業適地選定委員会運営の技術的支援等を行う。

2 業務委託の名称

尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備基本構想策定業務委託

3 業務内容

業務の詳細については、第2章業務内容による。

4 委託期間

契約締結の翌日から令和6年3月15日（金）まで

5 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、関係する法令、通達、条例又は指針等を遵守しなければならない。

6 資料の貸与

本業務の遂行上、必要な資料は原則として受託者が収集するものとする。

ただし、組合が保有しているもので業務の遂行に必要な資料は貸与する。

なお、その場合、貸与を受けた資料については借用書を組合に提出し、事務完了後速やかに返却するものとする。

7 秘密等の保持

受託者は、本業務で知り得た全ての事項について第三者に漏らしてはならない。

また、本業務の実施にあたっては中立性を保持しなければならない。

8 配置技術者

受託者は、業務を遂行するため専門的な知識と本業務と同様の業務で十分な従事経験を有する技術者を主任技術者及び照査技術者として定めなければならない。

主任技術者及び照査技術者は、次の資格のいずれかを有する者又はこれらと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。

なお、主任技術者と照査技術者の兼務は認めない。

【技術士】

- ・資源工学部門（資源循環及び環境浄化）
- ・建設部門（建設環境）

- ・衛生工学部門（廃棄物・資源循環）
- ・総合技術監理部門（資源工学－資源循環及び環境浄化、建設－建設環境又は衛生工学－廃棄物・資源循環）

【シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）】

- ・建設環境部門
- ・廃棄物部門

9 届出等

受託者は、業務の着手及び完了時には、下記書類を提出し承諾を受けるものとする。

- (1) 着手届
- (2) 主任技術者届及びその経歴書
- (3) 照査技術者届及びその経歴書
- (4) 工程表
- (5) 完了届
- (6) その他必要な書類

10 関係機関との協議

受託者は、関係機関との協議を行うとき若しくは協議を求められた場合は誠意を持ってこれにあたるものとし、その内容を遅滞なく組合に報告しなければならない。

11 議事録

受託者は、打合せ及び協議の都度、議事録を作成し組合に提出するものとする。

12 疑義

本仕様書記載事項及び業務遂行上疑義が生じたときは、速やかに組合と協議し、業務に支障のないようにしなければならない。

13 検査及び引き渡し

受託者は、業務完了時に組合の検査を受けなければならない。

業務の検査合格後、本仕様書に指定された成果品を納品するものとする。

なお、納品後に成果品に記入漏れ、不備又は誤り等が発見された場合、受託者は速やかに補正をしなければならない。

14 契約金の支払い

令和4年度分は、組合の当年度予算に定められた額の範囲内で部分払いを行うものとする。

ただし、部分払いにあたり受託者は、あらかじめ組合と協議した上で中間報告書を作成・提出し、令和5年3月17日（金）までに組合の中間検査を受けるものとする。

令和5年度分は、完了検査後に残額を支払う。

15 その他

本仕様書は業務の概要を示すものであり、本仕様書に明記なき事項については、組合と協議の上これを決定する。

1 6 成果品

本業務における提出図書は次のとおりとする。

- | | | | |
|-----|-----------------------|--------|------|
| (1) | 報告書 | (A 4判) | 50部 |
| (2) | 報告書(概要版) | (A 4判) | 100部 |
| (3) | 電子データ(CD-R または DVD-R) | | 一式 |

第2章 業務内容

第1節 施設整備基本構想

本業務は、晴丘センターの老朽化に伴い、現状の課題等を整理し、今後の施設整備の方針を検討することを目的とする。

1 ごみ処理の現状と課題の整理

施設整備基本構想の基礎となるごみ処理に関する基礎資料等の収集・整理を行うとともに、ごみ処理の状況などからごみ処理の課題を抽出、整理する。

- (1) ごみ処理状況（ごみ処理体制、ごみの種類別発生量、ごみの性状、ごみ処理の実績及び施設の状況、ごみ処理行政の経過等について整理する。）の把握
- (2) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の概要及び進捗状況の整理
- (3) 現状の課題（分別・排出・収集・運搬、中間処理、最終処分等）の整理
- (4) 構成自治体（瀬戸市、尾張旭市及び長久手市）の将来人口推計（人口フレーム）等の整理

2 今後のごみ処理の方針（ごみ質・量の推計）

今後のごみ処理の方針として、ごみ処理状況及び組合が策定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における将来人口推計や将来ごみ量の目標等と整合を図り、将来のごみ発生量を設定する。

3 廃棄物処理体制の整理

組合のごみ処理体制及び将来計画等により、今後のごみ処理体制を整理する。

4 施設整備方針の検討

施設整備の検討に必要となる、概算事業費、整備スケジュール、国の基本方針及び交付金等に関する検討・整理をするとともに、整備方針案の比較・評価を行う。

- (1) 施設整備方針の設定
今後の廃棄物処理体制に基づき施設整備の方針を設定する。
- (2) 施設の処理規模の設定
設定した将来ごみ発生量を基に施設整備方針の検討に必要な施設の処理規模を設定する。
- (3) 整備スケジュールの設定
施設整備に至るまでに実施すべき事務手続き等を整理し、スケジュールを設定する。
- (4) 概算事業費の算定
施設整備について、近年の実勢単価等に基づき概算事業費を算定する。
- (5) 国の基本方針及び交付金に係る整理
施設整備に向けた財政計画上の基本事項として、国の方針、交付金制度、地方債の制度等について最新情報を収集、整理する。
- (6) 事業運営方式の整理
次期施設整備に伴う構成自治体の財政負担を明らかにするため、公設公営（DB）、公設民営（DBO等）、民設民営（BTO、BOT、BOO等）等それぞれの特徴や近年の動向、交付金や起債等の財源計画を整理する。

(7) 施設整備方針案の比較・評価

前項までの施設整備方針に対して、晴丘センターの基幹的設備改良による更なる延命化の場合と比較した定量的及び定性的な比較・評価を行う。

なお、晴丘センターは、基幹的設備改良を実施済みであり、令和13年（西暦2031年）度に施設竣工後40年を迎えることからその実現性についても加味して評価すること。

5 施設整備基本構想のとりまとめ

検討したごみ処理体制及び施設整備方針に基づいて、施設整備基本構想としてとりまとめる。

第2節 適地選定

本業務は、新建設用地の概略規模を定め、最適な建設用地の選定を行うことを目的とする。

1 基本的条件・事項の確認及び整理

一般廃棄物（ごみ）処理施設を更新する際の候補地選定に必要な基礎事項として、以下の項目について整理する。

(1) 施設整備に関する基本的事項

候補地選定に必要となる、基本的事項として関係する土地利用規制の法令や指針等について整理する。

(2) 候補地選定条件

候補地選定の手法、選定の流れ、評価項目を確認・整理する。

2 候補地の選定

(1) 適地エリアの選定

構成自治体全域からの選定にあたって、都市計画図等を参考として非適地エリアを抽出し、適地エリアの選定を行う。

基本的条件として下記に示す項目等について該当する地点の抽出を行う。

ア 以下の法規制により建設地に適さない地域の除外

(ア) 都市計画法（昭和43年法律第100号）

(イ) 河川法（昭和39年法律第167号）

(ウ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）

(エ) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）

(オ) 道路法（昭和27年法律第180号）

(カ) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）

(キ) 自然公園法（昭和32年法律第161号）

(ク) 都市公園法（昭和31年法律第79号）

(ケ) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）

(コ) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）

(サ) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）

(シ) 農地法（昭和27年法律第229号）

(ス) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）

(セ) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）

- (ソ) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）
- (タ) 工業用水法（昭和31年法律第146号）
- (チ) 建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和37年法律第100号）
- (ツ) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (テ) 電波法（昭和25年法律第131号）
- (ト) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）
- (ナ) 森林法（昭和26年法律第249号）
- (ニ) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
（平成12年法律第57号）
- (ヌ) 砂防法（明治30年法律第29号）
- (ネ) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）
- (ノ) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）
- (ハ) 景観法（平成16年法律第110号）
- (ヒ) その他関連法令等
 - イ 地形、地理的条件
 - (ア) 地形勾配の急峻な地域
 - (イ) 活断層及びその近接地域
 - (ウ) 水源、取水施設の近接地域
 - (エ) 必要な面積及び空間の確保が困難な地域
 - ウ 生活環境保全
 - 学校・病院等の公共施設周辺地域等
- (2) 一次スクリーニング

適地エリアの中から既存資料調査や下記事項について比較検討を行い、10箇所程度の候補地を抽出するものとする。（机上調査、必要に応じて現地調査を行う。）

 - ア 法律的制約条件の整理
 - イ 物理的制約条件の整理
 - ウ 地図情報によるもの
 - エ 構成自治体や地域住民からの推薦によるもの
- (3) 二次スクリーニング

一次スクリーニングの候補地抽出結果により、下記の事項について評価を行い、3～5箇所程度の候補地を抽出するものとする。

 - ア 地形・地質条件
 - イ 周辺条件
 - ウ 収集・運搬の効率
 - エ 災害に対する安全性
 - オ 余熱等利用計画と都市発展との関係
 - カ 関連施設との関係

(4) 三次スクリーニング

二次スクリーニングで抽出された候補地を評価するため、比較評価基準を作成し、比較評価により建設適地を1箇所絞り込むものとする。

なお、現地調査等により必要に応じて比較評価基準の見直しを行うこと。

ア 比較評価基準の作成

(ア) 技術面での評価

(イ) 環境面での評価

(ウ) 土地利用面での評価

(エ) 経済面での評価

(オ) 維持管理面での評価

(カ) 余熱利用面での評価

イ 現地調査

ウ 比較評価

作成した比較評価基準に基づいて、優先順位を定めるとともに比較表の作成を行う。

また、それらを報告書としてとりまとめること。

3 (仮称)尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備適地選定委員会支援

(仮称)尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備適地選定委員会について以下の支援を行う。

(1) 委員会資料作成

(2) 委員会出席

(3) 議事録作成

4 設計協議(3回:初回、中間及び最終)